

東京都市計画道路の変更について

1 経緯

東京都は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成28年3月)を策定し、事業の推進に努めてきた。

本整備方針において、幹線街路補助線街路第103号線の一部区間が地域のまちづくりの中で計画の検討を要する「計画内容再検討路線(区間)」に位置付けられ、本路線について周辺のまちづくりや交通動向を踏まえて検討した結果、現道のままだも将来の周辺交通等に大きな問題がないことが確認された。

このため、幹線街路補助線街路第103号線及び墨田区内の幹線街路放射第32号線の都市計画変更を行うとともに、あわせて幹線街路放射第32号線の車線数を決定する。

令和7年9月に、東京都より墨田区及び江東区に対し、都市計画法21条第2項において準用する同法第18条の第1項の規定に基づく意見照会がなされたため、今後、江東区都市計画審議会に諮問する予定である。

2 都市計画の変更(案)

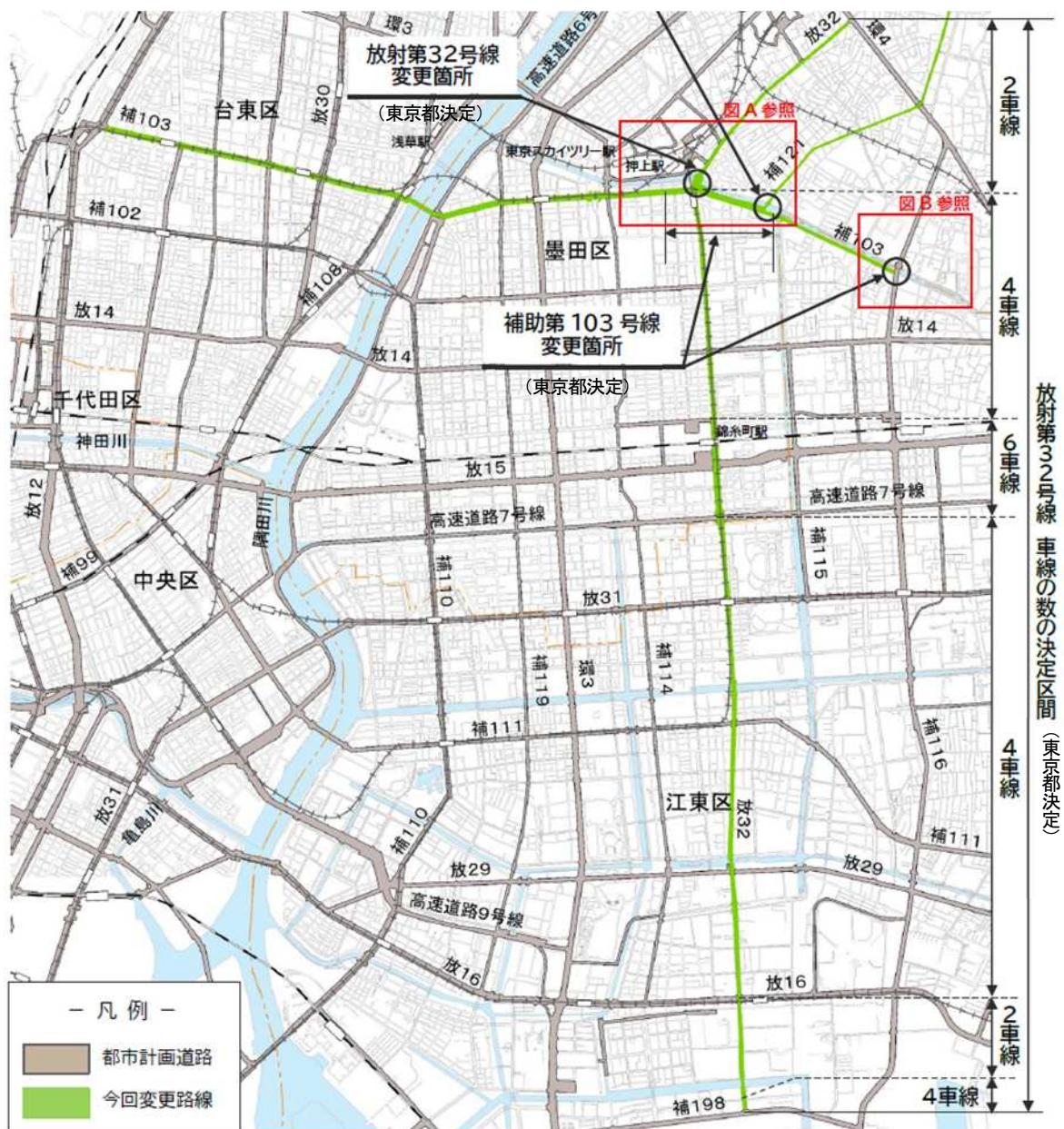
- (1) 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第103号線(浅草通り)(東京都決定)
 - ・一部幅員の変更: 33m→16m(業平四丁目～業平五丁目 延長約410m)(墨田区)
 - ・一部区域の変更: 業平五丁目地内、亀戸三丁目地内(江東区)
 - ・交差構造の変更: 放射32号線との立体交差の廃止(墨田区)
- (2) 東京都市計画道路 幹線街路放射第32号線(四ツ目通り)(東京都決定)
 - ・一部区域の変更: 業平四丁目地内、押上一丁目地内(墨田区)
 - ・車線の数の決定: 4車線(一部、2車線及び6車線)(両区)



図A: 補助第103号線(浅草通り)と
放射第32号線(四ツ目通り)の交差点付近



図B: 補助第103号線(浅草通り)と
補助第116号線(明治通り)の交差点



図C：放射第32号線 車線数の決定区間図

3 これまでの経緯

- 令和7年 8月 都市計画素案説明会（墨田区のみ）
- 10月 都市計画案の縦覧（両区）

4 今後の予定

- 令和7年11月 江東区都市計画審議会
- 12月 東京都都市計画審議会
- 令和8年 1月 都市計画決定告示